

包括連携協定書

大阪府泉北郡忠岡町（以下「甲」という。）及び羽衣国際大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に寄与し、地域との連携を積極的に推進するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的に連携・協力し、地域社会の発展とその基盤となる人材育成に寄与することを目的とする。

（事業分野）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を実現するため、次に掲げる分野における取組みについて連携・協力する。

- (1) 地域に貢献できる人材育成に関する分野
- (2) 地域産業及び文化・スポーツの振興に関する分野
- (3) 地域の食育、健康及び福祉の発展に関する分野
- (4) 国際交流に関する分野
- (5) 生涯学習に関する分野
- (6) その他双方が必要と認める分野

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条の事項の円滑、かつ効果的な推進を図るため、それぞれ連絡調整窓口を設置するものとする。

（協議事項）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき連携・協力するに当たり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1カ月前までに、甲及び乙のいずれから改廃の申入れがない場合は、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に基づく運用に疑義が生じた場合及び当該協定書に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、甲及び乙は各々1通を所持する。

令和4年10月27日

大阪府泉北郡忠岡町

町長 （ 自署 ） Ⓢ

羽衣国際大学

学長 （ 自署 ） Ⓢ